

# 日本読書学会会則

(2017年7月30日改正)

(2020年3月23日改正)

(2023年3月17日改正)

(2024年9月22日改正)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本読書学会（英語名称：The Japan Reading Association）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の所属機関若しくは会長の委嘱を受けた機関に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は読書に関する科学的研究を志す者の連携協力によって日本における読書文化の発達ならびに読書指導の進歩を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員の研究促進を目的とする大会の開催
- (2) 会員の共同研究を目的とする部会の開催
- (3) 会員の日常の研究・実践活動の情報の収集ならびにその紹介
- (4) 読書及びその指導に関する内外諸文献の調査ならびにその紹介
- (5) 内外における関係諸団体との緊密な連絡
- (6) 会員の研究業績その他を掲載する機関誌の編集
- (7) 会員が本会の組織運営に関して協議する総会の開催
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び役員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して会員となることを申し込み、常任理事会の承認を得、所定の会費を納入した者とする。

- (2) 名誉会員 本会の運営に功労のあった者、または本会の事業に財政的援助をした者で、理事会が推薦した者とする。名誉会員は正会員と同等の権利を有する。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して、賛助会費を納入した個人、法人又は団体とする。
- (4) 終身会員 満 75 歳以上、かつ正会員在籍年数 40 年以上の者で、理事会の承認を得た者とする。終身会員は正会員と同等の権利を有する。
- (5) 臨時会員 当該年度の本会の主催する学術集会に臨時会費を納めて出席する者とする。臨時会員の資格は学術集会の終了と同時に失われる。

#### (会員の資格の取得)

第 6 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会費の未納があり退会又は会員資格を喪失した後、再び正会員になろうとする者は、未納分の会費を納入したうえで入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (会費)

第 7 条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 正会員の会費は年間 9,000 円とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、名誉会員及び終身会員は会費を納めることを要しない。

#### (会員の資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会費を 3 年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 法人又は団体である会員が解散したとき

#### (会員の退会)

第 9 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会年度までの会費を納入しなければならない。

#### (会員の除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、除名することができる。その会員は決議の前に弁明の機会が与えられるものとする。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会に著しく損害を与えたと認められるとき

(2) 本会の会員としての義務に違反したとき

(役員の設定)

第 11 条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 常任理事 5 名 (ただし会長指名の若干名を除く)
- (4) 理 事 20 名 (ただし会長指名の若干名を除く)
- (5) 監 事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち 10 名以内を常任理事とする。

(役員を選任)

第 12 条 理事は、正会員および名誉会員が互選する。

- 2 会長が運営上必要と認めたときは、前記の互選によるもののほか、正会員の内若干名を指名して理事に加えることができる。
- 3 常任理事は理事が互選する。会長が運営上必要と認めたときは、前記の互選によるもののほか、理事の内 2 名に限り指名して、常任理事に加えることができる。常任理事会は会長、副会長及び常任理事によって構成する。
- 4 副会長は理事の互選により選出し、会長の任期終了とともに次期会長となる。

(理事の職務)

第 13 条 理事は理事会を構成し、本会の事業執行の責任を負う。

- 2 常任理事会は会長の委託を受け、本会の通常の運営について常時執行の任にあたる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、会長が指名して理事会の承認を受ける。監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第 15 条 理事及び監事の任期は 3 年とし、4 月 1 日から 3 年後の 3 月 31 日までとする。

新役員は、旧役員の任期が最終となる年度内に選任する。なお、理事の選出については、別に定める細則に基づいて行う。

(事務局)

第 16 条 本会の事業を遂行するために事務局に次の職員を置く。

1. 事務局長 1 名
2. 事務局幹事 若干名
3. 海外担当幹事 若干名
4. 広報・情報担当幹事 若干名

(支部の設置)

第 17 条 本会に支部を置くことができる。支部に関する規程はこれを別に定める。

## 第 4 章 会 計

(経費)

第 18 条 本会の経費は会費、賛助会費、寄附金または補助金等によって支弁する。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日で終わる。決算報告及び予算案は総会において承認及び審議決定される。

## 第 5 章 雑 則

(会則の改正)

第 20 条 本会の会則の改正は総会において審議決定される。

附則 本会の所在地

2020 年 4 月 1 より埼玉県越谷市南荻島 3337 を本会の所在地とする。

2023 年 4 月 1 日より東京都渋谷区東 4-10-28 を本会の所在地とする。